

【かしはら元気！！わくわく！！プレミアム商品券】

取扱店 募集要項

檀原市・檀原商工会議所プレミアム商品券事務局

2018. 4. 4

◆事業の趣旨

橿原市プレミアム商品券を発行することによって、地域における消費を喚起し、消費者の生活支援と消費購買力の流出防止、また市内の小規模事業者の販売促進に繋がるような振興対策とし、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名称 かしはら元気！！わくわく！！プレミアム商品券
- (2) 発行者 橿原市
- (3) 発行額 総額1億1000万円（プレミア率10%）
- (4) 発行内容 総数1万冊
(1冊11,000円、額面1,000円×8枚、額面500円×6枚)
- (5) 発売価格 1冊1万円で購入
- (6) 利用期間 平成30年9月1日（土）～平成30年12月31日（月）
- (7) 販売方法 予約販売
- (8) 引換店舗 市内数か所
- (9) 引換期間 平成30年9月1日（土）～平成30年9月10日（月）
※上記の引換期間中に引換されなかった商品券があった場合、当事務局（橿原市・橿原商工会議所プレミアム商品券事務局）にて販売を行います。
- (10) 購入者 橿原市に住所を有する方（年齢制限なし）
- (11) 購入限度 1人3冊
- (12) 利用店舗 橿原市内に店舗のある小売店、飲食店及びサービス業、建設業など
- (13) 店舗区分 大型店：店舗面積が1,000㎡を超える小売店及び集合店舗
中小店舗等：店舗面積が1,000㎡以下の小売店とその他の業種

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、利用者が綴りを持っており、商品券の管理番号からその綴りのものと合致すれば、使用できます。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

4. 取扱店参加資格

橿原市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除きます。

- ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ③上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- ④橿原市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を厳守していただきます。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター等）を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ②利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。
なお、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨当事務局にも報告して下さい。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知下さい。
- ③商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ④換金金額が50万円以上の場合は、口座振込となりますので振込手数料をご負担いただきます。
- ⑤商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における、商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑥プレミアム商品券事業の運営にご協力ください。

6. 地域活性化対策

1) 500円券（専用券）

11,000円分の商品券の内、500円券6枚（3,000円分）を中小店舗等のみ使用可能な専用券とします。

2) わくわく抽選会

商品券に付いているわくわく抽選券（1冊に付き1枚）で豪華賞品が当たる抽選会（前期・後期どちらか一方）に参加できます。

<前期抽選>

日時：平成30年10月17日（水）・18日（木）〔予定〕

場所：「ビジネスマッチなら かしはらビジネス商談会」（榎原神宮崇敬会館〔予定〕）

<後期抽選（郵送）>

応募期限：平成31年1月18日（金）消印有効

※後期抽選の当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

3) 「かしはら元気!!わくわく!!プレミアム商品券」 掲示ポスター・チラシのPDFデータ提供

希望取扱店にのみPDFデータ形式で提供いたします。提供を希望される取扱店は、当事務局所定の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、作成したいデザイン案と共にお申込み下さい。

○各店舗への来店頻度向上の為に役立ててください。

○提供したPDFデータの中にある画像データ切り抜き、新たな独自デザインを作成することはできません。

○データの提供は、7月下旬予定です。申込についてはホームページにてご案内致します。

7. 申し込みについて

(1) 申込方法

希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請して下さい。

・ 郵送（あて先）

〒634-0063 奈良県橿原市久米町652番地の2

「橿原市・橿原商工会議所プレミアム商品券事務局」

・ FAX：0744-28-4430

なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則各店舗別にお申込み下さい。

(2) 申込期間

募集開始から平成30年11月30日（金）まで

第1次締切 平成30年5月21日（月）まで 商品券購入募集時にチラシ掲載

第2次締切 平成30年7月2日（月）まで 商品券購入引渡時にチラシ掲載

最終締切 平成30年11月30日（金）まで

※7月3日（火）以降の申し込みの場合は、橿原商工会議所ホームページ特設サイトのみの掲載。

(3) 取扱店の選定

新規取扱店申請の事業者については、橿原市の審査を経て、取扱店として承認します。

結果については、事務局から電子メール又は郵送にて通知します。

ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

取扱店向けのマニュアルを作成し、配布します。

※なお、8月上旬に新規取扱店舗を対象とした説明会の開催を予定しています。

詳細については、後日郵送でご案内いたします。

8. 取扱店の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取消、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

9. 換金について

以下を換金の基本方針とします。

- ・商品券裏面に事業所名を記入または押印し、「取扱店登録証」を提示の上「換金申請書」を添えて当事務局換金窓口を持参。
- ・換金金額が50万円未満の場合は小切手を渡し、50万円以上の場合は下記の入金予定日に予め届けられた金融機関の口座へ振込みます。

当事務局換金窓口への持ち込み期限	入金予定日
平成30年 9月10日～9月28日	平成30年10月10日 頃
平成30年 10月1日～10月31日	平成30年11月12日 頃
平成30年 11月1日～11月30日	平成30年12月10日 頃
平成30年 12月3日～12月21日	平成31年1月10日 頃
平成30年12月25日～平成31年1月18日	平成31年1月31日 頃

- ・事務局で振込金額と商品券の確認を行います。
- ・振込の場合、振込手数料は各事業所の負担とします。
- ・換金請求期間は、平成30年9月10日（月）～平成31年1月18日（金）まで。
【平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始 12月29日～1月3日を除く）】
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意下さい。

10. その他の事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、主催者にて協議を行います。

【お問合せ先】

橿原市・橿原商工会議所プレミアム商品券事務局

（平成30年4月4日～平成31年2月28日）

平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始 12月29日～1月3日を除く）

〒634-0063 奈良県橿原市久米町652番地の2

TEL : 0744-47-2333

Fax : 0744-28-4430

ホームページ (<http://kashihara-cci.or.jp>)